

最大

10万円

令和3年度も募集します！

古紙分別をご検討中の事業者さまへ

保管場所の整備を支援します!!

(古紙分別保管場所等整備支援補助金)



福岡市 環境局

申請ができる方

令和2年10月1日から、事業系ごみの分別区分に「古紙(リサイクルできる紙)」が加わり3分別となり、燃えるごみとして出せなくなりました。令和3年度も、古紙や、紙ごみの保管場所※を整備・改修する事業者の方へ、費用の一部を補助します。

- ・福岡市内に事業所を所有している法人・個人の事業者
または
- ・所有者から管理を委任されており、保管場所の整備についての許可を得た者

※市税の滞納がなく、福岡市暴力団排除条例の対象ではないことも要件となります。

※保管場所とは・・・



事業者
排出事業者責任 (廃棄物処理法 第3条)

【対象外】
オフィス内
(分別ボックスなど)



【対象】
保管場所

古紙



福岡市

古紙分別保管場所等整備支援補助金

- ・ごみ置き場
- ・資源物置き場

古紙や紙ごみを、回収業者へ引き渡すまで、最終的に保管する場所が対象です。

管理会社からの
申請も可能です!

補助率・補助額

詳しくはこちら

● 補助対象経費(税抜額)の

● 補助上限額は

2分の1以下

10万円

※ 1か所の保管場所について1回の整備・改修に係る費用が補助対象となります。
(補助金交付決定済みの保管場所において再改修する費用は対象外です。)



申請受付期間

令和3年4月1日(木)から令和4年1月31日(月)まで ※必着

申請・問い合わせ先

福岡市 環境局 事業系ごみ減量推進課

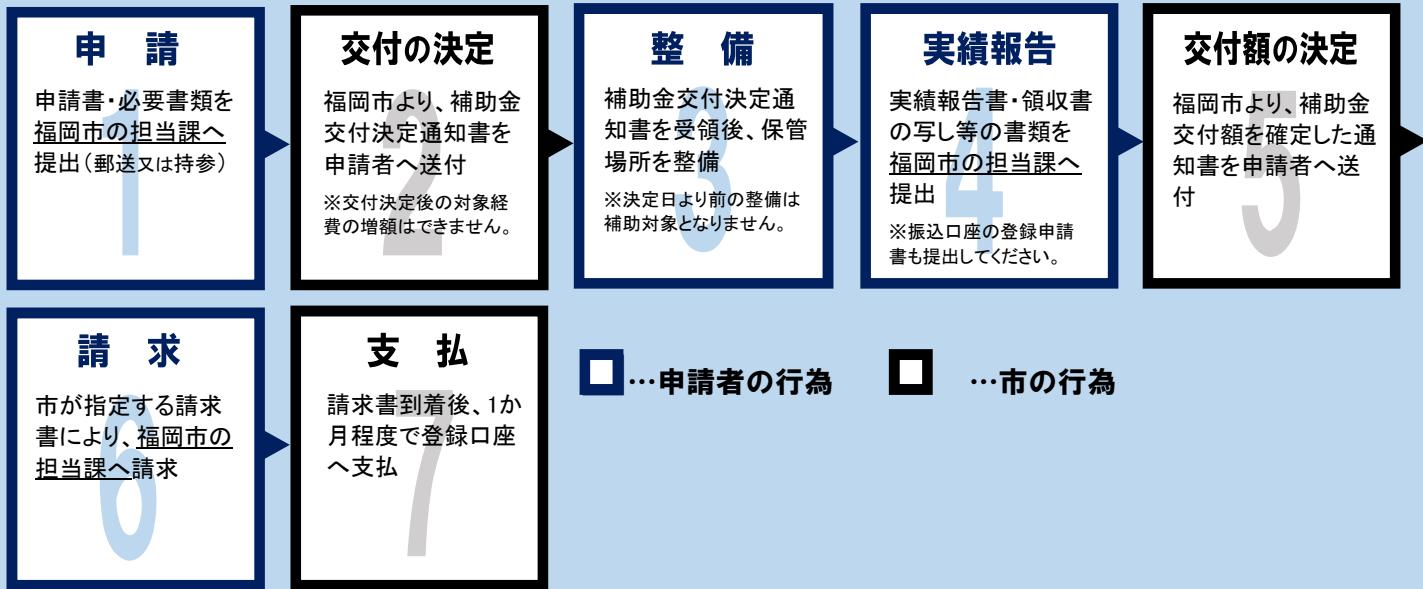
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 (行政棟13階)

【電話】092-711-4836

【HP】jigyokeigomi.EB@city.fukuoka.lg.jp

※9月30日まで福岡市事業系古紙分別サポートセンターにて受付しておりましたが、サポートセンターは終了し、10月1日より福岡市で受け付けております。

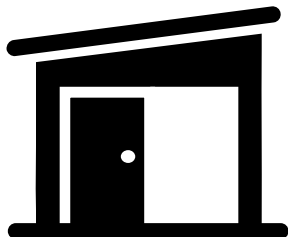
申請から支払まで



補助対象事例 ①

保管場所に設置する設備等の購入費，設置工事費

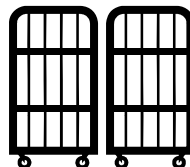
古紙や紙ごみの保管のために、置き場を設置したり、必要な備品を購入する場合
※保管場所内に設置するものが対象です。



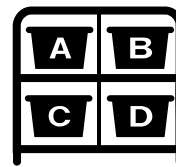
物置



大型ペールボックス



ロールボックスパレット



古紙分別用棚、分別ボックス

補助対象事例 ②

保管場所の整備に必要な資材等の購入費，修繕費

古紙や紙ごみの保管のために、既存のごみ・資源物置き場を改修する場合
※保管場所内を整備するものが対象です。

改修前

改修後（例）



- ごみの種類の説明板や表示板
- 分別するための棚や仕切り板
- 古紙・紙ごみが汚れないための設備
- 分別のためのゾーニング塗装

【ご注意ください】 ●予算がなくなり次第、受付を終了します。 ●すでに整備を始めている場合、その費用は対象となりません。（補助金交付決定後の工事費用や備品購入費用等が対象となります。） ●保管場所の整備は令和4年3月末までに完了する必要があります。 ●管理会社などが複数箇所の保管場所について補助申請する場合は、事前にご相談ください。 ●申請書類は返却できませんので、申請前に必ず写しをとるようにしてください。



日本と世界を変えるための17の目標です。



発行 福岡市 環境局 事業系ごみ減量推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL : 092-711-4836 FAX : 092-711-4823
E-mail : jigyokeygomi.EB@city.fukuoka.lg.jp